

山根祥晃	柴田俊輔	中村泰啓	浦島裕史	奥田良和	實松宏巳	大山行教	星野和義	寺本英巳	山崎整児	金田浩人	長田佳子	西向栄治	吉川誠之	但馬史人	河尻麻里
鳥医第三、七六五号	鳥医第三、七六六号	鳥医第三、七六七号	鳥医第三、七六八号	鳥医第三、七六九号	鳥医第三、七七〇号	鳥医第三、七七一号	鳥医第三、七七二号	鳥医第三、七七三号	鳥医第三、七七四号	鳥医第三、七七五号	鳥医第三、七七六号	鳥医第三、七七七号	鳥医第三、七七八号	鳥医第三、七七九号	鳥医第三、七八〇号
"	"	"	"	"	"	"	"	昭和六十三年六月二十九日	"	"	"	"	"	"	"

佐々木 晃	南 ゆかり	森 政樹	森谷尚人	井口安幸	平尾 古都	松本弘子
鳥医第三、七八一号	鳥医第三、七八二号	鳥医第三、七八四号	鳥医第三、七八五号	鳥医第三、七八六号	鳥医第六六五号	鳥医第五三六号
"	"	昭和六十三年七月六日	"	昭和六十三年七月七日	昭和六十三年七月五日	昭和六十三年六月二十一日

鳥取県告示第八百七十二号

次のとおり保険医療機関の指定の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十三年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞退の効力発生年月日
アサヒ内科クリニック	鳥取市永楽温泉町二七一	昭和六十三年六月三十日
岡田薬局	米子市土後藤二九四―二	〃

鳥取県告示第八百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり西郷中央土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	職名	住所
〃	露木吉平	大字湯谷七六
〃	坂本孝行	大字牛戸八六
〃	前田稔	大字中井二三八
〃	田淵 愿	大字本鹿一五
〃	田中 積	大字湯谷一五七
〃	谷口 稔	大字天神原五八〇
〃	田中久美雄	大字中井二九一

監事

〃	坂本 薫	〃	大字牛戸一四四
〃	田中 稔	〃	大字小畑八五
〃	澤田 英司	〃	大字本鹿九二
〃	谷口 愛一郎	〃	大字小畑一五九
〃	前田 吉久	〃	大字本鹿二八二
〃	田中 劭	〃	大字中井一〇三―四
〃	倉信 洋二	〃	大字天神原四一六
〃	谷口 秀	〃	大字小畑一六三
〃	田中 岩男	〃	大字中井三二二
〃	田淵 照国	〃	大字本鹿五八

昭和六十三年七月二十三日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	職名	住所
〃	露木吉平	大字湯谷七六
〃	坂本孝行	大字牛戸八六
〃	前田 稔	大字中井二三八
〃	田淵 愿	大字本鹿一五
〃	田中 積	大字湯谷一五七
〃	谷口 稔	大字天神原五八〇
〃	田中久美雄	大字中井二九一
〃	坂本 薫	大字牛戸一四四
〃	田中 稔	大字小畑八五
〃	澤田 英司	大字本鹿九二

谷口 愛一郎	大字小畑一五九
前田 吉久	大字本鹿二八二
田中 劭	大字中井一〇三―四
倉信 洋二	大字天神原四一六
監事 谷口 秀	大字小畑一六三
田中 岩男	大字中井三二二
田 淵 照 国	大字本鹿五八

昭和六十三年七月二十四日就任 任期三年

鳥取県告示第八百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営かんがい排水事業五千石井手地区農業用排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年九月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所及び岸本町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百七十五号

三朝町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）久原地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年九月十七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
三朝町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

船岡町

二 事業の種類

船岡町役場駐車場増設事業

三 起業地

- 1 収用の部分 八頭郡船岡町大字船岡字下天満地内
- 2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
船岡町役場

鳥取県告示第八百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和六十三年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路路三・三・七号米子駅境線、三・四・十二号米子駅福生線及び三・五・十号米子駅石井線

二 都市計画を変更する土地の区域

- 1 三・三・七号米子駅境線
変更する部分

米子市明治町及び弥生町

- 2 三・四・十二号米子駅福生線
変更する部分

米子市明治町、弥生町及び万能町

- 3 三・五・十号米子駅石井線
変更する部分

米子市末広町及び弥生町

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市加茂町一丁目一 米子市役所

四 縦覧期間

昭和六十三年九月十六日から同月三十日まで

鳥取県告示第八百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和六十三年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画天神川流域下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

倉吉市福庭字沼谷、字栗ノ首及び字孤平、山根字宮ノ谷及び字入堂谷、八屋字寺ノ山、上余戸字大谷口及び字隈ヶ坪、米田町字東山田並びに葵町字印判及び字三本松、東伯郡関金町大字安歩字向山、字上大向、字下

大向、字下中島及び字嘉平田、大字大鳥居字南側、字カゲト、字下田、字八王子、字富田、字堂ノ元、字道ノ上、字京田、字竹末、字五反田、字市場、字垣内及び字宮ノ上並びに大字関金宿字柿ノ木田、同郡羽合町大字字野字磯坪及び字坂根、大字長瀬字新唐川、字三ノ上河原、字五ノ下浜、字江尻、字五反田、字西ヲドロ、字東ヲドロ、字稲島、字八田ヶ坪、字流田及び字三ツ実、大字南谷字丁田及び字大山、大字寺地字河端、字上通り及び字柳原、大字光吉字知光及び字茅見堂並びに大字田後字井尻、字拾ヶ坪、字新田、字二ノ狐塚、字高坪、字二ノ松ヶ田、字蔵免、字二ノ大田、字大田、字井田、字宮ヶ坪、字高柳及び字右田尻、同郡東郷町大字門田字小五郎、字長砂及び字岡崎、大字長和田字家ノ上及び字坪垣、大字久見字京免、大字別所字二ノ倉入、字浮谷、字屋敷、字徳丸、字戸井ノ口、字羽広田、字垣添及び字東谷、大字藤津字流田、大字松崎字茄子谷及び字上坪並びに大字長江字代々、字六ノ坪、字平田、字汐附及び字親王並びに同郡三朝町大字本泉字丸山、字久田ヶ坪、字向隈田、字桜ヶ坪、字大能、字美ノ田、字大明神、字隈田、字下河原、字漆ヶ坪、字石田、字斎ノ木、字古川、字前河原、字天神河原、字丁田、字宮ノ前及び字谷口並びに大字森字天神落、字下河原、字前河原、字天神、字水尻、字大京谷、字屋敷、字馬場及び字中村

変更する部分

倉吉市福庭字澤、字坂根及び字坂根平、上井字山田及び字小泓、山根字大平、字喜助谷、字イツナシ、字洞善寺、字奥田及び字村廻り、伊木字桑谷及び字奥田口、八屋字林谷口、下余戸字上新宮、字屋敷廻り及び字屋敷、上余戸字古屋敷及び字瀬戸田、円谷町字越、米田町字越シ、字村屋敷及び字谷口、駄縫寺町字海又、字東谷及び字中ノ谷、住吉町、湊

町字東梅田、葵町、みどり町、八幡町、丸山町字山ノ下及び字馬場屋敷、
 生田字山ノ上之、秋喜字鱧堀り、字山際、字上山根、字東坂根及び字西
 坂根並びに耳字横道及び大地木並びに同市字浅田谷、字龜岩、字馬場、
 字四十二丸、字山ノ下、字谷田及び字谷畑、東伯郡関金町大字安歩字上
 河原、大字大鳥居字八王子前、字ゴゴロ、字地堂及び字竹鼻並びに大字
 関金宿字土手ノ内、字出口、字大工前、字上天王、字下天王及び字大坪、
 同郡羽合町大字長瀬字池端、字鱈池、字十二ノ千石、字六ノ千石、字五
 ノ千石、字新川屋敷、字新川前、字因幡新田、字唐川、字二ノ新川前、
 字和助北、字三ノ内千石、字浜山、字四ノ中浜、字和助前、字九ノ下浜、
 字高浜、字三ノ浜根荒神、字浜根、字上村後、字荒神ノ外、字二ノ下浜
 屋敷、字二ノ下浜、字四ノ下浜屋敷、字下惣田、字船津、字天王、字和
 反田、字下政長及び字三ツ江、大字橋津字三ノ大縄、字二ノ浜屋敷、字
 根滝、字大縄、字古道下、字大下モ、字二ノ下河原、字二ノ樋口下、字
 下河原、字宮ノ上、字寺前及び字御蔵廻り、大字宇野字西又、字西又一、
 字西又二、字西峰、字東屋敷及び字石脇、大字上橋津字岡ノ上、字西ノ
 下、字二ノ村ノ内、字前田、字手崎、字堂ノ前、字二ノ丁床及び字丁床、
 大字南谷字ヒジリ、字下村ノ内、字川向、字谷、字漆原、字大上、字隈
 ノ内及び字中島、大字光吉字一枚河原、字下モ、字廻、字菅田、字宮代、
 字隈ヶ崎、字鍵田、字南津及び字屋敷、大字久留字樋口下、字横道下及
 び字三ノ前田、大字水下水河原田及び字栗坪並びに大字田後字大俵、字
 二ノ北屋敷、字二ノ大俵、字手次、字北屋敷、字二ノ平木、字狐塚、字
 背戸、字長砂、字中ノ掛、字二ノ大河下及び字小砂子、同郡東郷町大字
 長和田字屋敷、字狐ゴロシ及び字二ノ坂根、大字久見字片ヶ原坪、字清
 水冷り、字ナメラ谷、字大坪、角ノ目、字小五郎及び字樋詰、大字田畑

字田中及び字山崎、大字藤津字泥中及び字龍王前並びに大字長江字東芦
 崎、字蓼尾、字暇崎、字砂田、字五ノ坪、字前溝、字押野、字橋本及び
 字菅原並びに同郡三朝町大字三朝字小木脇、字砂子田及び字小練並びに
 大字大瀬字向上
 削除する部分

倉吉市米田町字上屋敷及び字僧ヶ平、福光字ヒビノ前及び字ヒビノ原
 並びに北野字八幡ノ平、字八幡西平ラ及び字天神西平並びに東伯郡羽合
 町大字下浅津字鍛冶屋から字大坪までの地先公有水面及び大字上浅津字
 宮ノ本地先公有水面

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市葵町七二二 倉吉市役所

東伯郡関金町大字大鳥居一九三一 関金町役場

羽合町大字久留一九一 羽合町役場

東郷町大字龍島五〇〇 東郷町役場

三朝町大字大瀬九九九一二 三朝町役場

四 縦覧期間

昭和六十三年九月十六日から同月三十日まで

公 告

昭和63年8月1日から同月4日までの間に実施した保母試験の合格者は
 次のとおりである。

昭和63年9月16日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

立	花	薫	松	田	和	子	岩	元	絹	代
西	森	子	三	方	純	子	黒	田	法	枝
倉	瀧	圭	栗	田	早	織	福	野	ひと	み
河	村	み	谷	波	朋	子	大	田	由	香
佐	藤	どり	生	多	美	美	小	坂	恵	子
比	良	香	野	野	子	子	坂	田	子	留
		登	田	子	子	子	田	子	子	美
		喜	合	子	子	子	子	子	子	子
		子	子	子	子	子	子	子	子	子

正 誤

昭和六十三年五月鳥取県告示第五百一十一号(土地改良区の役員の就退任について)中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

七 上 十九 三ツ田 肇 三ツ田 肇

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む。)】